

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行するにあたり、文部科学省から別掲のような衛生管理マニュアルが通知されました。

学校といたしましては、これに準じた対応を以下のようにとりたいと思います。引き続き学校内での感染拡大を防止するため、ご家庭でのご協力をよろしくお願いいたします。

<別掲> [衛生管理マニュアル \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

[https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

## ◎児童の健康観察について

- 今までのように、タブレットや紙によるご家庭からの健康観察結果の提出は必要ありません。
- ただし、登校前にご家庭で児童の健康状態をチェックしていただき、発熱・咽喉痛・咳などの風邪症状がある場合は、無理をせずに休養、受診するようお願いします。
- グーグルフォームによる欠席連絡は今まで通り続きます。
- 登校後、学校での健康観察を行い、状態によっては早退をお願いする場合があります。

## ◎出席停止となる場合について

- 児童本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、指定された期間（発症日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）を出席停止とします。（感染症の種類や状態によって期間は異なります）
- その他、同居家族に高齢者や基礎疾患をお持ちの方がおられるなどの事情で、登校に不安がある場合は学校にご相談ください。状況を鑑みて出席停止とする場合があります。
- 原則として、上記以外でのお休みは欠席扱いとなります。